なよろの除雪

平成25年11月1日　発行　第7号
編集　建設水道部都市整備課
電話　01655-3-2511（代表）
FAX　01655-3-3450
e-mail　NY-douroiji@city.nayoro.lg.jp

5月から、除雪についての情報やお知らせを『なよろの除雪』と題して発行しています。

第7号となる今月号は、**「冬の市民生活のマナー」**についてです。

敷地内から道路へ雪を出さない

家の敷地内から道路へ雪を出すことは、道幅が狭くなったり、交通事故の原因となります。

道路への雪出しは道路法など、次の法律で禁止されています。

○道路法　第43条第2項

みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

⇩

罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○道路交通法　第76条第3項

何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

⇩

罰則：3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

○道路交通法　第76条第4項

何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

7．前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となる恐れがあると定めた行為

⇩

罰則：5万円以下の罰金

○道路交通法施行細則　第19条

道路交通法第７６条第４項第７号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

2．みだりに交通の妨害となるように道路にどろ土、雪、ごみ、ガラス片その他これらに類する物をまき、又は捨てること。

路上駐車をしない

路上駐車は夜間の除雪車の通行の妨げとなり、除雪作業の遅れの原因となります。また、見通しの悪い吹雪のときなどは、交通事故に繋がる恐れがあります。

路上駐車は、次の法律で禁止されています。

○自動車の保管場所の確保等に関する法律　第11条

何人も、道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。

⇩

罰則：3ヵ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

○自動車の保管場所の確保等に関する法律　第11条第2項

何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

1．自動車が道路上の同一の場所に引き続き１２時間以上駐車することとなるような行為

2．自動車が夜間(日没時から日出時までの時間をいう。)に道路上の同一の場所に引き続き８時間以上駐車することとなるような行為

⇩

罰則：5万円以下の罰金

○名寄市からのお願い

市では冬の市民生活を守るためにパトロールを実施し、悪質な雪出しや路上駐車に対しては地域や警察と連携して指導や対策を進めていきます。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

冬の生活マナーを守って、安心・安全なまちをつくり、冬を楽しく過ごしましょう。